


権利擁護・虐待防止研修

NPO法人ゆう 豊田和浩

手引きを印刷して一読しましょう

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
(令和4年4月改定)  新しくなってます

法人職員全員が虐待防止法の基本理解を

手引き 20、21ページ

虐待は、どの障害者福祉施設等でも起こり得る構造的な要因があると指摘されています。そのため、まず、「障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止法の理解と対応」（別冊）を使って、法人の**全職員**が職場単位等で必ず読み合わせによる学習を行い、障害者虐待防止法に関する基本的な理解を得てください。20分程度で読み合わせをすることができますので、必ず行うようにします。

※送迎スタッフ・調理スタッフなど支援職でない職員も

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686501.pdf>

まずは基本的人権を意識する

「基本的人権」って何ですか？

法務省のHPより

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるものだと私たちは考えています。

英語では Human rights

「Human rights」 = 「人間の諸権利」 「人として正しいこと」

(人はみな平等)

(人は個人として尊重されなければならない)

人権の性質

- ① 固有性 … 人間であることにより当然備わっていること
- ② 普遍性 … 人種・性別・身分などの区別なく保障されること
- ③ 可侵性 … 国家（多数派）によってさえも侵すことができないこと

(ただし、他人の人権を不当に侵害しない範囲でのみ、人権は保障される)

憲法13条

個人の尊重 = 個々の人間は、その多様な存在のまま尊重されなければならないこと

人には、個性があり一人一人育った国や政治体制、文化や生活環はさまざままで、多様な生き方、考え方があある。あなた自身であろうが、あなたの家族や友達であろうが、見知らぬ他人であろうが、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されなければならない。全体主義VS個人主義

「国民に単一の価値観を強制しない」とも言い換えられる

「障害者だから〇〇できなくても仕方ない」 「障害者だから〇〇でいいよね」

あなただったら、あなたの家族や友人だったら・・・他人のことも自分事としてとらえられるように。
（※注意：自分と同じ考えであるべきと考えることは個人の尊重ではなく、全体主義につながる）

寛容になること

私たちは、自分と他人との「違い」を常に意識して生活しています。しかし、歴史を振り返ってみると、その意識された「違い」（例えば、民族、人種、宗教など）が戦争などの悲劇をもたらした実例を数多く挙げるすることができますし、現在も、地球上のどこかで同様の悲劇が起きています。また、個人のレベルでも、その意識された「違い」（例えば、性別、年齢、価値観など）が「差別」や「偏見」を生じさせ、実際に数多くの人々を傷つけています。どうしてこのようなことが起きるのでしょうか。

それらは、ひとつには、「違い」に対する「不寛容」、つまり人間の心の狭さが引き起こしているのです。それでは、どうすればいいのでしょうか。残念ながら特效薬はありません。同じ空気を吸ってこの世界で生きている人間同士が、きちんと向き合い、それぞれの「違い」を乗り越えて、お互いを認め合うという「寛容」の姿勢を一人ひとりが身につけていくという地道な作業を続けていくしかないのです。

(広島県人権啓発冊子やさしさのハーモニーより)

憲法14条 平等

すべて国民は、法の下もとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又または門地により、政治的、経済的又または社会的関係において、差別されない。

身分制度の廃止から実質的平等（社会権）へ
時代と共に獲得されてきた権利

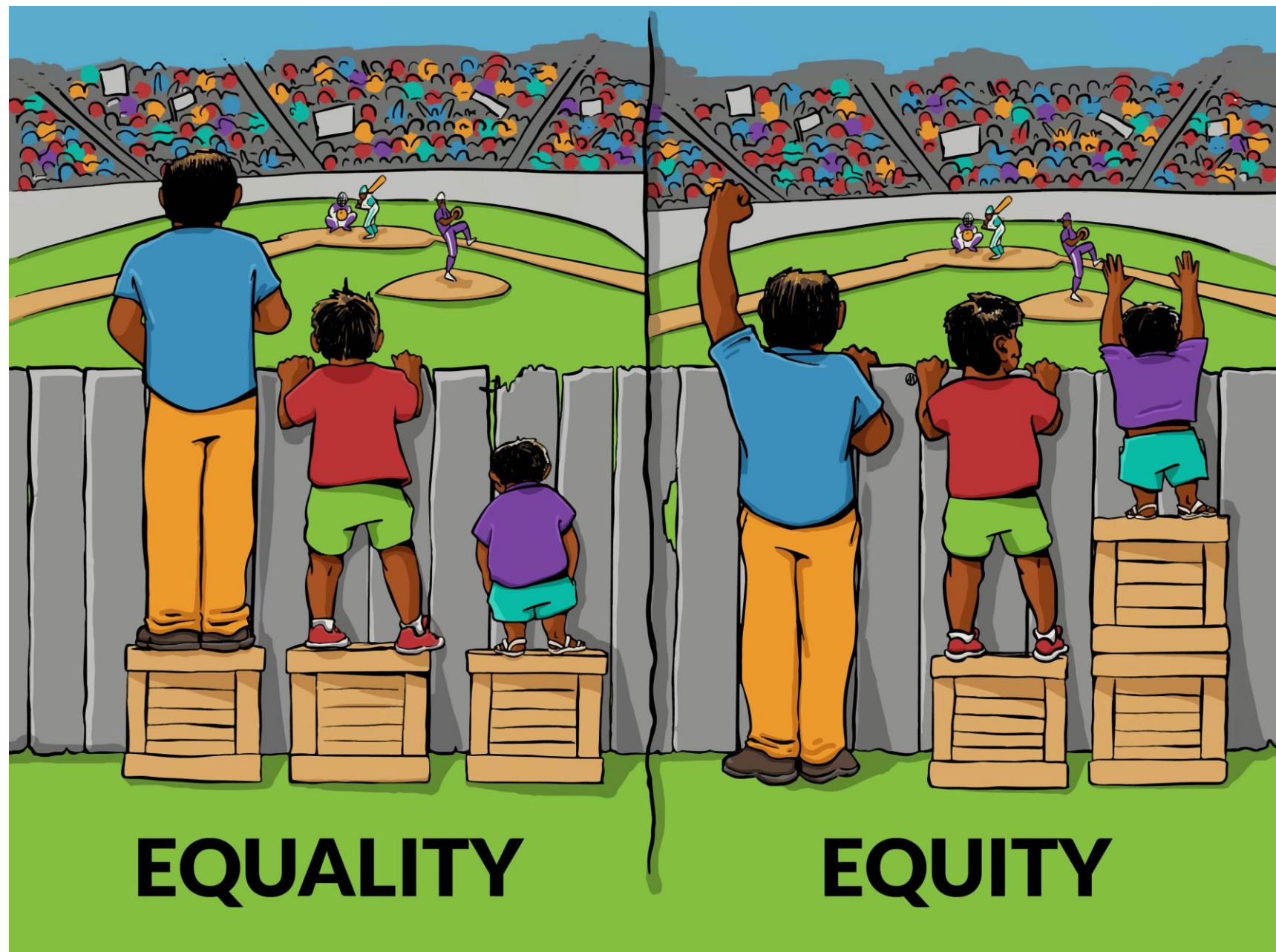
絶対的平等 と 相対的平等

絶対的平等・・・個人間におけるいかなる差別的取り扱いをしないこと

相対的平等・・・各人の性別、能力、年齢、財産、職業などの種々の差異を前提として、同一の事情と条件の下では均等に扱うこと

大事になるのは個人の尊重を踏まえた合理的な理由

平等と公平



(出典：Interaction Institute for Social Change | Artist: Angus Maguire)

自由権

- ・自由とは、多くの人の上に成り立っている
- ・国家が個人の領域（私たちが普段生活している領域）にずかずか土足で踏み込んでこないよう、国家に不作為（何もしないこと）を要求し、個人の自由を保障する権利です。

思想及び良心は自由です（19条）

信教は自由で他から強制されません（20条）

集会・結社及び言論・出版・表現の自由が認められています（21条）

居住・移転及び職業選択の自由が認められています（22条）

学問の自由が保障されています（23条）

婚姻は自由で夫婦は等しい権利があります（24条）

社会権

- 実質的な平等を実現するための社会権
- 国家に対して、主として社会的・経済的弱者を保護し、実質的な平等を実現するための施策を要求する権利

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活をする権利があります。（25条）

国民はその能力に応じてひとしく教育を受ける権利があり、保護者は子供に普通教育を受けさせなければなりません（26条）

国民は勤労の権利と義務があります（27条）＜社会参加＞

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利があります（28条）

共感

私たちは、不幸な境遇にある人たちを見ると、「同情」(sympathy)の念を抱きます。それは、自然なことだし、大切にしなければならない感情なのかもしれません。

しかし、「同情」という言葉には、どこか、同情を感じている自分が「主」で、同情の対象である人たちが「従」であるような響きがあります。

そこで、「同情」から、もう一步踏み込んでみることを提案したいのです。あなたが、もし、不幸な境遇にある人たちに接する機会をもつことがあったら、相手を哀れんだり、かわいそうに思ったりする「同情」にとどまらないうで、相手にきちんと向き合い、相手の気持ちを理解する、

それも、あたかも相手の感情を自分の感情として感じるぐらい理解する、つまり、相手に「共感」という努力をどうか惜しまないでください。

(広島県人権啓発冊子やさしさのハーモニーより)

幸福追求権

生命、自由及および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。（13条）

自己決定権や環境権など 新しい権利の根拠となっている

※公共の福祉に反しない限りというのは全体主義を現すことではない。合理的な理由について話し合いが必要

基本的人権は社会全体で守っていくもの

自由権、社会権、平等権、幸福追求権など私たちは人類の歴史の中で獲得してきた基本的人権の概念は、人々の苦勞と努力から作られてきた人間の普遍的な概念。私たちの不断の努力によってこの基本的人権を守っていかなければならない

基本的人権を理解し、一人一人が意識し社会全体で守っていく努力が必要（福祉国家として）

障害者の支援とは？？

- 個人の尊厳は守られているか？参加の機会が等しくあるか？
- だれが、障害者の人権を守っていくのか？
- 支援者は、障害者の身近な隣人です。仕事として、社会で人権を守っていくために私たちの仕事があります。そして、個人としても、隣人の人権を自分の人権と一緒に守っていく存在です。
- 個人の尊厳を守るために、ひとりひとりに目を向け、ひとり、ひとりの意見に耳を傾けていくことが大事です。

何が違うのか、どうしてほしいのか？

何が違うのか？ どうしてほしいのか？



ここがわかっていると支援のしどころ

視覚障害・聴覚障害・知的障害・発達障害・肢体不自由

ビデオから

ビデオ視聴少しだけ(冒頭2分)

ハートネットTV NHK 2015年10月20日

障害者虐待を食い止めるために
～閉ざされた世界を開く～

虐待防止法の概要

障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

背景と目的、法律の概要（障害者福祉施設を中心に）

障害者虐待防止法の成立と意義

1948年 世界人権宣言（国連）

1975年 障害者の権利宣言(国連)

2000年 児童虐待の防止等に関する法律制定

2005年 発達障害者支援法施行（日本）

2006年 障害者の権利に関する条約採択（国連）

障害者自立支援法施行（日本）

高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行

2011年 障害者基本法改正2次(日本)

2011年 障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律制定

2012年 同上 施行

2013年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律制定（2016年施行）

2014年 障害者権利条約批准（日本）

法律の目的

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

障害者虐待とは？

家庭 養護者による障害者虐待

施設 障害者福祉施設従業者等による障害者虐待

職場 使用者による障害者虐待

障害者虐待の類型

- ① 身体的虐待
- ② 性的虐待
- ③ 心理的虐待
- ④ 放棄・放置（ネグレクト）
- ⑤ 経済的虐待

高齢者施設・児童施設の場合の対象となる法律は手引きを参照

障害者虐待は刑事罰にもなる

虐待事案が警察によって逮捕・送検されることがあります

殺人罪・傷害罪・暴行罪・強制わいせつ罪・脅迫罪・強要罪
侮辱罪・保護責任者遺棄罪・窃盗罪・恐喝罪・横領罪

虐待事案を放置すると大きな事件に発展することも
利用者だけでなく、スタッフ、施設を守るためにも
早期発見、虐待の芽のうちから対処が必要

早期発見義務 法6条2

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

一人一人の早期発見をする意識が大事

権利侵害に気づき人権を守ることができるのは身近にいる我々

通報義務 16条

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない

- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 障害者福祉施設従事者等は、第一項の規定による通報をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

通報の窓口

虐待を受けたと思われる事案を

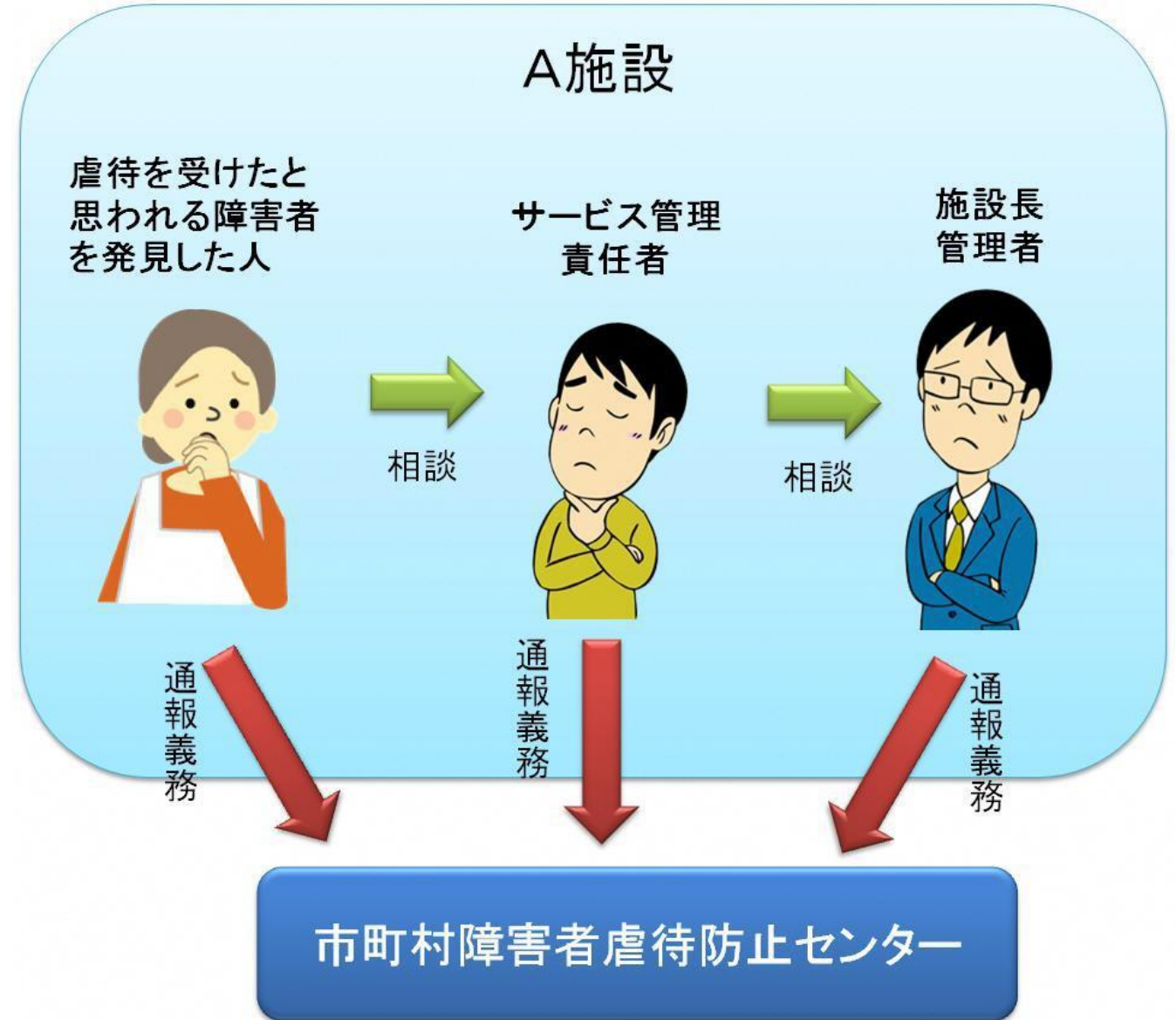
発見した人
知った人
相談・報告を受けた人

すべての人が通報義務

窓口は
市町村障害者虐待防止センター

放置すれば、義務違反

施設内以外でも発見したら防止センターへセンターが適切に関係機関と対応し解決を図る（家庭・保育園・学校・公共施設など）



通報はすべての人を救う

通報義務が果たされず「不適切な支援」という言葉に言い換えて内部の職員指導で終わるなど、管理者が通報義務を果たさないことのないようにしなければならない。通報をさせない空気、事実を隠蔽しようとするなどの結果、管理者・設置者刷新の行政指導になることもある。

通報後は、事実確認調査があり、再発防止に向けた取り組みが施設と行政一体となって始まっていきます。施設のあるべき姿に舵を切るチャンスです。

通報は、障害者や家族だけでなく、虐待をした職員、虐待に気づいた職員、管理者・設置者などすべての人を救うことにつながります。

通報後の通報者の保護

職員が通報を躊躇する要因

- 通報で不利益を被るのではないか？
- 事業所に迷惑がかかるのではないか？

匿名でも通報できる

個人を特定されない配慮がある

研修などで
法16条4項や通報者の保護に関する
ことを伝え、虐待を受けた
と思われたらすぐに通報する空
気を組織内に作っていく

通報があった事業所がそれを契機に利用者支援が改善しているという事実。こういった実態を知り通報が利用者に有益であることを確認していく。

当事者・家族の言葉から

「いつも職員の顔色を見て生活していた。食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやってくれるのか、不機嫌にしかやってもらえないのか、いつも職員の感情を推し量りながら頼んでいた」

これを言ったら悪いかな？

 自由にものを言えない立場に置かれていることを意識する。

管理者・設置者は施設が障害者の人権を擁護する拠点である意識と風通しの良い開かれた運営姿勢が望まれる。

虐待の要因

どこでも虐待の芽は生まれる

×絶対に虐待はない～絶対にしてはいけない～虐待起きたら大変～起きるはずがない

⇒虐待を否定する心理の形成

○いつ虐待の芽が生まれるかわからない～完成、謙虚さ、風通しの良い職場

⇒虐待をエスカレートさせない

新人職員が不適切だと感じた支援を目撃したら？

- 新人として、先輩に口出しできない空気。
- 指摘したら、先輩からにらまれるように。

人権意識の高かったスタッフが、周りの同調圧力に押しつぶされる

障害者を救えないもどかしさ、職場の仲間を裏切るようなうしろめたさ、自分の正しい気持ちをおしころさなくてはいけなくなる。絶望、離職へ

設置者・管理者として

⇒職場の風通しを良くする

⇒どんな小さなことでも気づいたら声を上げ、話し合う

⇒小さな芽が良い支援のヒントになる

発生要因の分類

厚生労働省の「障害者虐待対応状況調査」では虐待の発生要因を5つに分けています

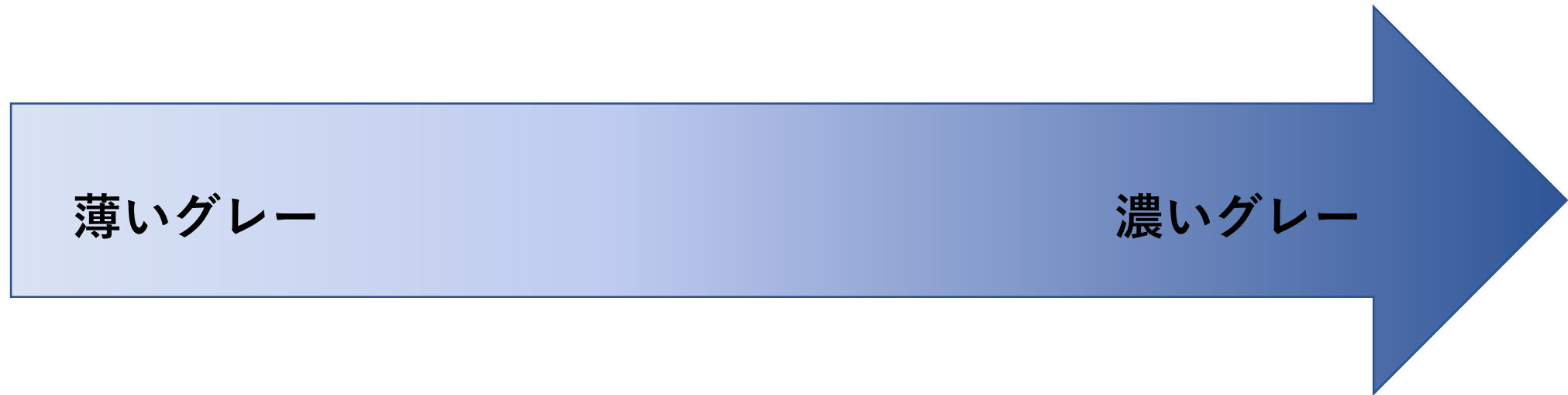
	平成30年	令和元年	令和2年
教育・知識・介護技術等に関する問題	73.1%	59.8%	71.0%
職員のストレスや感情のコントロールの問題	57.0%	55.3%	56.8%
倫理観や理念の欠如	52.8%	53.6%	56.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22.6%	16.2%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	20.4%	24.2%	24.2%

施設における虐待の共通構図

- ①虐待は密室の環境下で行われる<環境>
- ②障害者の権利を侵害する小さな出来事から心身に傷を負わせる行為にまで次第にエスカレートしていく<意識>
- ③職員に行動障害などに対する専門的な知識や技術がない場合に起こりやすい<専門性>

(障害保健福祉部長通知(平成17年10月20日) 「障害者(児) 施設における虐待の防止について)

小さな出来事（虐待の芽） グレーゾーン



薄いグレー

濃いグレー

小さな出来事がエスカレートする理由

支援と虐待の線引き？

- 支援の難しい障害者に踏み込んだ支援が必要な場合がある。
- どこまでが許される支援か、許されない支援か？
- 心理的虐待やネグレクトのグレーゾーンをどう考えるか？
- 意思表示が困難な特性。
- いっても無駄、不利益になるという意識

⇒ エスカレートを止める外的要因が少ない

⇒ まずは個々の認識・意識が非常に重要

自分に「中心」を作る

- 法、ガイドラインは最低限の取り決めに過ぎない
- 同調圧力の強い職場。上司や先輩が作る暗黙のルールに流されない。
- 支援者としての専門性を守るには、自分の頭で考えるしかない
- 支援者としての「規範」「モラル」「美意識」を自分の中に持つ

尊厳とは？ 基本的人権に戻る

憲法13条（個人の尊厳）

- すべての人は個人として尊重される
- 幸福追求権

⇒一人の人として尊重しているか

⇒本人の幸福追求を支援しているか

要因のまとめ

- 誰にも、虐待の芽が生まれることがある。その為その虐待の芽（小さな出来事）に気づけるように、一人一人の権利意識、モラルや規範意識を自分の中で高めていくこと
- 小さな出来事が、大きな虐待へと発展していくことがわかっている。小さな出来事を組織として共有していく、風通しの良い風土を気付いていくこと

グレーだからOKはNG

グレーだからNGがOK

身体拘束の廃止

身体拘束・行動制限の廃止と支援の質の向上

身体拘束の具体的な例

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

手引には介護保険での禁止対象の具体的な行為も記載されています

なぜ身体拘束や行動制限はダメなのか？

関節の拘縮、筋力心肺機能、身体能力の低下など身体的な弊害

不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛などの精神的な弊害

本人だけでなく家族にも、職員にも精神的な負担がかかる

職員のモチベーションは上がらず、支援の質は上がらない

施設に対する社会的不信、偏見

廃止の意味を考えよう

- 1、自由を奪う人権侵害をなくす
- 2、本人の尊厳を守り悪循環を断ち切る
- 3、私たち自身の専門性を高め、ケアの質を高める

緊急やむを得ない場合を考える

運営基準35条 解釈通知より

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

「緊急やむを得ないならば許されるのか？」

「緊急やむを得ない理由を探していないか？」

やむを得ないとは？

本人の問題 ⇔ 支援力の問題

支援力を高められているか

- ・ 本人のことをよく知っているか？
- ・ アセスメントは十分できているか？
- ・ 安全、安心は誰の安全安心か？
- ・ 広い視点で支援を考えたか？（地域の中でのマネジメント）
- ・ 専門性を高める努力はしたか？他を頼ったか？
- ・ その支援に科学的根拠をもって説明できるか？

障害者虐待防止法

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は虐待防止において書くことのできない取り組みと言えます。

正当な理由とは？

誰にとっての正当な理由？

正当な理由があれば身体拘束はしてもよいのか？

例

情緒が不安定になると友達に友達やスタッフにつかみかかり爪を立てるので、手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付けて、日中活動に参加する。

これは正当な身体拘束でしょうか？

やむ得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむ得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

身体的虐待

① 暴力的行為

【具体的な例】

平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。ぶつかって転ばせる。刃物や器物で外傷を与える。入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。本人に向けて物を投げつけたりする。 など

② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為

【具体的な例】

医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など

③ 正当な理由のない身体拘束

【具体的な例】

車いすやベッドなどに縛り付ける。手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

性的虐待

○あらゆる形態の性的な行為又はその強要

【具体的な例】

- キス、性器等への接触、性交
- 性的行為を強要する。
- 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。
- わいせつな映像や写真をみせる。
- 本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。
- 更衣やトイレ等の場面ののぞいたり、映像や画像を撮影する。
- 排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままに放置する。
- 人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

心理的虐待

① 威嚇的な発言、態度

怒鳴る、罵る。「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言脅す。「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。など

② 侮辱的な発言、態度

排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。日常的にからかったり、「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。子ども扱いするような呼称で呼ぶ。本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。など

③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度

無視する。「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。話しかけ等を無視する。障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。など

④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為

トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など

⑤ 交換条件の提示

「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにしてください」などの交換条件を提示する。

⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為

本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。 など

⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動

車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。本人の意思に反した異性介助を繰り返す。浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。 など

放棄・放置

① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為

入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。おむつが汚れている状態を日常的に放置している。健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など

② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為

医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。本人の嚥下できない食事を提供する。など

③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為

移動に車いすが必要であっても使用させない。必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など

④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置

他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。など

⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること

経済的虐待

- **本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。以下同様。）なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。**
 - 本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。
 - 年金や賃金を管理して渡さない。
 - 年金や預貯金を無断で使用する。
 - 本人の財産を無断で運用する。
 - 事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
 - 本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。
 - 金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。
 - 立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
 - 本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。
 - 日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

ワークをしてみよう

「これって権利侵害かな??」

「この支援大丈夫だったか??」

ひとり 5つ 書き出してみよう!!

お隣とで共有

1. 5つで書いたものを読み上げて共有
2. 5つの中から1つ選んで、なぜその支援をしているのか？話し合いながらワークシートに記入。支援の理由を明確にする。適切であるとか、不適切であるとかは検討する必要はない。
3. 2の理由を基に気になる支援の別の支援方法について考える。別の支援方法のアイデアはたくさんあってよい。その支援が不適切ではなかったとしても考えてみよう。
4. ひとつの支援が済んだら人は交代して、5つの中から1つ選んでもらう。
5. 時間がある限りこれを繰り返す。

まとめ

場の空気に流されず自分の権利意識を高めよう
自分が嫌なことは相手も嫌かもしれない
自分が嫌でないことも相手は嫌かもしれない

虐待の芽は、ちょっとした「これでいいのかな？」に気づけること、「疑問・不安」はチームで話し合っていこう。

支援は、利用者さんの尊厳を守り自己実現を支えることとっても楽しい、意義のあるお仕事です。怖がらず、いっぱいコミュニケーションを楽しんでいきましょう。